

猪名川上流広域ごみ処理施設環境保全委員会第22回委員会会議録

1. 日時：平成22年7月27日（火） 18：08～20：30

2. 場所：川西市役所 7階 大会議室

3. 出席者

学識経験者	◎吉田 篤正	大阪府立大学大学院工学研究科教授
学識経験者	○尾崎 博明	大阪産業大学工学部都市創造工学科教授
学識経験者	中嶋 鴻輝	大阪工業大学情報科学部情報メディア学科教授
学識経験者	原田 正史	大阪市立大学大学院医学部研究科准教授
学識経験者	服部 保	兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授
学識経験者	高岡 昌輝	京都大学大学院工学研究科准教授(欠席)
周辺地域住民代表	小笠原 昭	国崎自治会
周辺地域住民代表	鈴木 啓祐	猪名川漁業協同組合
周辺地域住民代表	北野 正	黒川・新滝地区
周辺地域住民代表	中垣内 吉信	田尻下区
周辺地域住民代表	中西 俊裕	野間出野区(欠席)
組合区域住民代表	北堀 東次郎	川西市在住
組合区域住民代表	萩原 茂雄	川西市在住(欠席)
組合区域住民代表	森田 治男	川西市在住
組合区域住民代表	西村 克也	猪名川町在住
組合区域住民代表	瀬戸口 勇一	豊能町在住
組合区域住民代表	藤岡 民江	能勢町在住
関係行政職員等	勝野 聡一郎	阪神北県民局
関係行政職員等	青井 保男	水資源機構
関係行政職員等	柰田 功	川西市(欠席)
関係行政職員等	塗家 昭彦	猪名川町
関係行政職員等	南 正好	豊能町(欠席)
関係行政職員等	藤原 伸祐	能勢町
事務局	水越 保治	施設組合事務局長
事務局	山内 敬之	施設組合事務局次長兼総務課長
事務局	杉岡 悟	施設組合事務局次長(施設管理担当)
事務局	大上 肇	施設組合事務局施設管理課長

4. 配布資料

- ・第21回環境保全委員会会議録及び修正箇所一覧
- ・第22回環境保全委員会調査結果の概要
- ・環境影響評価事後調査排出源モニタリング
 - 大気質（排ガス）調査結果
 - 水質調査結果
 - 処分物調査結果
- ・環境影響評価事後調査環境モニタリング
 - 大気質調査結果
 - 悪臭調査結果
 - 動植物調査結果
- ・不適合事象報告書
- ・不適合事象マニュアル変更前後対照表
- ・ダイオキシン類総排出量計算書
- ・環境保全委員会委員の質問に係る回答について（7月14日・27日付）
- ・第21回環境保全委員会でのご質問について
- ・委員よりの意見書・質問書の取り扱いについての意見書
- ・運転日報1（各炉立ち上げ時）
- ・第22回環境保全委員会資料の字句の訂正について

5. 次第

（1）議事

- ・第21回環境保全委員会会議録について
- ・環境影響評価事後調査結果について

（2）報告事項

- ・不適合事象の報告について
- ・不適合事象対応マニュアルの基本的事項の改訂について
- ・平成21年度ダイオキシン類総排出量について
- ・その他

開 会 午後6時08分

○事務局

定刻をちょっと過ぎておりますけれども、委員長ご出席でご連絡いただいております。もう間もなくお越しになられるかと思いますが、副委員長に司会をいただきまして、開会をさせていただきますと思います。

それでは、第22回環境保全委員会を開会させていただきます。

まず、前回の委員会開催以降、委員がかわっておられますのでご紹介いたします。

猪名川町から選出いただいております中村委員さんにかわりまして、猪名川町住民生活課長の塗家昭彦さんを新たにご選任いただいております。本日もご出席いただいております。

塗家さん、一言自己紹介のほうよろしく願いいたします。

○塗家委員

ただいまご紹介にあずかりました、猪名川町の住民生活課の塗家でございます。

この席に出席をさせていただいて勉強させていただきたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

また、前回、ご都合によりましてご欠席でございましたが、新たにご就任いただきました、周辺地区住民委員の小笠原委員さんにもご出席いただいております。

小笠原委員さん、一言自己紹介をよろしく願いいたします。

○小笠原委員

皆様、こんばんは。

国崎自治会の自治会長をしております小笠原と申します。よろしく願いいたします。

当初から西村様にお願いをしておったわけでございますけれども、このたびちょっと体調が悪くなられたということで、かわることになりました。よろしく願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。

また、事務局職員にも異動がございました。

まず、施設管理を担当しております次長の杉岡でございます。

○杉岡次長

杉岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局

次に、施設管理課長に昇格いたしました大上でございます。

○大上課長

大上でございます。よろしくお願いいたします。

○山内次長

そして、私、次長兼総務課長の山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、学識経験者の高岡委員、住民委員の萩原委員、関係行政職員の杵田委員と南委員からご欠席のご連絡を受けております。

委員長、お見えになられたようでございますので、しばらくお待ちくださいませ。

また、中西委員でございますが、先ほどまでお見えになっておられたんですけど、急用がおできになられたということでご欠席でございます。

以上、ご報告させていただきます。

そうしましたら、委員長、議事の進行のほうお願いしてよろしゅうございますでしょうか。

◎委員長

済みません。おくれてしまいました。申しわけございません。

そうしましたら、議事のほうを先に進めさせていただいて、議事録の確認のほうをまずちょつとさせていただきたいと思います。

事前に目を通していただいているかと思っておりますので、一部修正が少し入っているようですが。

○事務局

議事録の関係でございますが、資料1をごらんいただけますでしょうか。

委員の皆様から7件の訂正の申し入れがございました。それで、既にお配りしている形で訂正させていただきまして、議事録を調整させていただきました。ご確認をお願いいたします。これで議事録とさせていただきたいと思います。何とぞよろしくお願いいたします。

◎委員長

何件か修正があるようですが、これを含めてお認めいただけますでしょうか。

何か追加で、あるいはここの場で修正したいということがございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、議事録のほうお認めいただいたということで正式な議事録とさせていただきます。

続きまして、次の議事に移ります。

事後調査の結果についてということで、排出源モニタリングですね、順次簡略に説明をお願いいたします。

○事務局

説明をさせていただきます前に、今回、お手元にお配りしておりますこの調査結果の中に種々字句の記載間違いがございまして、その訂正をお願いしたいと思います。

お手元のほうにA4の紙、第2回環境保全委員会資料の字句の訂正についてということでお配りをさせていただいておるものがございます。これが、今回報告させていただいております中で訂正をしなければならないところの正誤表になっております。上から順番に訂正箇所、それから誤り箇所、それから訂正、こういうふうにということでご説明をさせていただきます。

まず、資料の、先ほどの議事録のすぐ後に出てまいります第2回環境保全委員会調査結果の概要というところで、上から16行目、中段あたりになるんですけども、環境モニタリングの下になります。誤りの箇所なんですけども、7日間連続測定項目【平成22年6月10日～17日実施】とこうなっておるわけなんですけども、これが【平成22年6月10日～16日実施】ということでご訂正をお願いいたします。

また、21行目になるんですけども、1検体測定項目というところで、同じように、ただしダイオキシン類は6月10日～17日実施となっておったんですけども、これも6月10日～16日までということでご訂正をお願いいたします。

3点目につきまして、次の調査結果のほうへめくっていただきますと資料2-1がございまして、その調査内容の表の中の調査項目の2行目になるんですけども、誤りのほうが硫酸化物の硫の字が抜けておりまして、これを硫酸化物というふうにご訂正をお願いしたいと思います。

それから、ページが次に飛ぶんですけども、資料3-3、環境影響評価事後調査のところに入るわけなんですけども、これの1. 調査内容という表の調査時期の欄なんですけども、4つの項目の調査時期が平成21年と表示されておりまして、これが4つとも平成22年の誤りでございます。訂正をお願いいたします。

5つ目が1枚めくっていただきまして、資料3-3、3-3ページ、これの2行目になるんですけども、鳥類調査の実施時期につきまして、これも21年という表示になっておりまして、これが22年の誤りでございます。それから、22年6月11日実施ということで、12日の部分につきましては削除していただきたいと思っております。

それから、もう1枚ページをめくってもらいまして、3-4ページ、渡り区別の構成比の欄外の注意書きでございます。注2)のところに注2)がかぶさっておりまして、この注2)を削除していただきたいと思っております。

さらに、その次のページ3-5ページになります。これにつきましても、両生類等の実施期間なんですけども、平成21年という誤りが生じておりまして、平成22年6月11日実施ということで訂正をお願いいたします。

続きまして、3-7ページ、(3)ホタル類調査結果、これも同じように実施の時期が2

1年と記載されておりましたが、22年の誤りでございます。

それから、そのページの下から2行目にありますけども、クモノシダ調査結果の春季調査結果の実施時期につきましても21年の表記になっておりまして、これが22年の誤りでございます。

同じ3-7ページの中で7行目のところですけども、一昨年度206個体（6月26日調査）、それから456個体（7月3日調査）という表記になっておりますが。この7月3日のところが7月4日調査ということでご訂正をお願いいたします。

以上が修正箇所の内容でございます。

大変多くの箇所で誤りがございまして、こちらの手落ちでございます。申しわけございませんでした。

それでは、排出源モニタリングの結果につきまして、ご説明いたします。

①大気質のところでございます。

まず、排ガス調査につきましては6月4日に実施いたしまして、調査しました項目において、管理基準以下となっております。

次に、連続測定項目【4月～6月分】では、立ち上げ、立ち下げ時の一酸化炭素を除きまして、管理基準値を超過する項目はございません。

2番目に水質についてでございます。

下水道放流水の水質につきましては、4、5、6月で調査いたしました項目において、下水道法排水基準値以下でございます。

3番目に処分物としまして、飛灰固化物、スラグともすべての項目におきまして、基準値以下でございました。

以上でございます。

◎委員長

ありがとうございました。

データとしてはかなり大量にございますので、事前に一通りお目通しをいただいているかと思っておりますので、ごく簡単に今説明していただきましたが、ご質問あるいはお気づきの点があればございましたら、お受けしたいと思っております。大気質、水質、処分物ということで。

はい、どうぞ。

○委員

3の調査結果、排ガス全般というバッチ分析のところではダイオキシン類の濃度が自主基準値の0.01に対して非常に低い値になってるんですが、これについて、事務局として何かご意見というのかご感想とか、非常に低いということについて何かございせんか。

◎委員長

何かございますでしょうか。

○事務局

低い値でダイオキシンについて処理ができておるといこと自体はよいことだといふふうには思っております。

◎委員長

はい、どうぞ。

○委員

変な言い方ですけども、公害物質を必要以上に低いという言い方が適当かどうかわかりませんが、この裏側には仕様書になかったような活性炭の吸着装置をガスが通って非常に低い値になっていると。このために、毎年毎年何千万円かの維持管理費が要するといことがありますので、そういうことが本当にいいことなのかどうかといことについてのご意見をお聞きしたいんですが。

◎委員長

いかがでしょう。

○事務局

ダイオキシンの値が非常に低いといのは、先ほどもお答えいたしましたように、大変結構なことだと私どもは考えております。したがって、環境保全委員会のほうで御意見をいただくといのは、環境負荷に対しての調査結果についてのご意見をいただくといこととございまして、先ほど、委員のほうからお話ございました装置についてのランニングコストの部分にかかわっての問題といのは、またちょっと別のところのご意見をお伺いするといことになろうかといふふうを考えております。

私どもといたしましては、当初からそういう設計でつくられておるといことで、これが排ガス基準もきちっと守られた形になっておるといことで、特段問題があるといふふうには考えておりません。

◎委員長

はい、どうぞ。

○委員

この委員会でランニングコストについての討議はできないんですか。

◎委員長

それに関してご意見はありますか。

○事務局

環境保全委員会の任務というのは、もちろん要綱に定められておりますけれども、私どもの認識といたしましては、この国崎クリーンセンターの稼働に伴う排出源、あるいは環境への影響、環境モニタリングということでご報告をさせていただいておるわけでございますけれども、これについてのいろいろなご意見をお伺いするというのが、環境保全委員会の任務であろうというふうに私どもは認識しております。

○委員

次の質問ですけれども、連続測定項目のところ、今まで水銀が高いと。バッチ測定は低いのに連続測定が高いので今検討中だというふうなお話があって、今回見ますと、非常に下がっていると。何かそういうふうな連続測定のところ、問題があったというような原因がはっきりしたんでしょうか。

◎委員長

どうぞ。

○事務局

今のところ、原因がこれだということまではつかめ切れてはおりません。ただ、その水銀につきましては、立ち上げ時あるいは立ち下げ時、高濃度になるというような過去のデータがございますので、できるだけ運転そのものがスムーズに立ち上がって立ち下がるように注意はしながら、運転はやってまいりました。ただ、これは結果としてそういうデータが出ただけのこととして、その原因をしっかりと突きとめないことには、今後必ず基準が守れるというふうなことにはなり得ないと思っておりますので、メーカーさんのほうには、厳しくその原因の追及について調査をなささいということを申しております。

今後私どもの炉の中のどの部分にその水銀を放出する原因があるのか、事務局の私個人も入りまして調査をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

◎委員長

はい、どうぞ。

○委員

あと、水銀ですけれども、2009年のあたりでは水銀の濃度の表示はポイント以下2けただったんですけれども、今は3けたになってますけれども、これは何か連続測定の精度が上がるように何かを変えられたとか、そういうことございますか。

○事務局

そういうことはございません。

○委員

どうして2けたが3けたになったんでしょうかね。

今日いただいたのを見ても、初めのほう2009年あたりのところはポイント以下2けたですね。

◎委員長

今、お答えいただけますでしょうか。

○事務局

済みません。ちょっと今はお答えをしかねますが、調べさせていただきます。

○委員

結構です。

◎委員長

今の件は、後日回答していただくということでお願いいたします。

○委員

水銀の問題が出たので、一つお伺いしたいんですが、3月25日付で私の質問書に対してご回答いただいている部分で、2ページ目のところなんですけれども、「水銀については、湿式有害ガス除去装置で除去できるものと考えておりましたが、液体キレートを十分添加しても排ガス中の水銀濃度が次第に大きくなり、活性炭を入れかえると排ガス中の水銀濃度が下がったことから」云々と書いてあるんですけれども、その液体キレートを十分添加してもとれないっていうことは、何かその原因をきちんと探られたのかどうかということをお伺いしたいんです。

液体キレートというのは恐らく1種類だけではないと思いますし、そのキレートの種類とか、あるいは量とか、あるいは運転方法とか、何か私はその技術的なことはよくわかりませんが、こういうふうな書き方をして終わられたら、ちょっと素人としては納得しにくい部分だったので、せっかく水銀の問題が出たので、ちょっとこのキレートのことを教えてください。

◎委員長

いかがでしょうか。

○事務局

キレートと申しますのは、私も専門的に説明するところまではできかねるんですが、排ガス洗浄塔の中に薬品として投入しまして、排ガス中に含まれている水銀等の金属を包み込むといったらいんでしょうか、アルカリ用の排水とキレート剤とを一緒に排ガスと混合させまして、その排水中に水銀なら水銀を取り込んで溶出しにくい形に重金属を包み込むような薬剤だというふうに認識しております。その量につきましても、設計値でこれこ

れというふうな値を考慮いたしまして決めておるわけですけども、実際に測定した煙突での濃度が管理基準値を超えていたことが過去にございますので、その後、経路といたしましては排ガス処理装置の中で活性炭吸着塔を通ります。その活性炭吸着塔で水銀が実際に結構とれておるといふような状況は聞いております。その排ガス処理経路の中以外に排ガスが通るルートとしましてバイパスルートというような道もございますので、そのあたりも含めまして、水銀がどこからその煙突へ出ていくのか、そこら辺のところは調査をしっかりとこれからやっていきたいというふうに思っております。

◎委員長

今のご回答でよろしいでしょうか。

これに関連してですか。

はい、どうぞ。

○委員

現在、その湿式洗浄でのキレート剤というのは一体何をお用いしておるんですか。今、水銀を包み込んでどうかというような、ちょっとややこしい説明をされたんですけど。

○事務局

済みません。何をと言われまして、私どものほうで今、製品名としましてアッシュエースというものをお用いしております。

今申しましたアッシュエースというのは、熔融飛灰固化物に添加しておりますキレート剤のことです。湿式の洗浄施設については、ここではわかりません。

○委員

恐らく、末端基がカルボン酸みたいな形になっていまして、その脱水反応のときに恐らくHgを架橋結合で捕捉するタイプだと思いますけどね、ちょっとその辺は実際のこと調べておいてもらったほうがいいと思いますけどね。

○事務局

わかりました。

◎委員長

今十分お答えできてないと思いますので、その件につきましても、また回答を後日していただくということでお願いいたします。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、続きを行いたいと思いますので、次は環境モニタリングにつきまして、ご報告のほうをお願いいたします。

○事務局

環境モニタリング結果についてご説明いたします。

大気質に関係するところがございます。

7日間連続測定は6月10日から16日まで実施いたしまして、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については、全調査地点において環境基準を満足する結果となっております。光化学オキシダントにつきましては、6月10日から13日にかけて全地点において環境基準を超えておるという状況でございます。これは、広域的な要因と考えております。

1 検体測定項目についてでございます。

塩化水素、ベンゼン、トリクロロエチレン、水銀、ダイオキシン等の1検体測定項目につきましては、全地点におきまして環境基準等を満足する結果となっております。

次に、悪臭でございます。

臭気指数の関係では官能試験、臭気指数及び臭気濃度すべての地点におきまして定量下限値未満であり、悪臭の22物質は、すべての地点におきまして悪臭防止法に基づきます規制基準を満たす値となっております。

最後に、動植物調査の結果でございます。

鳥類、両生類、爬虫類、それからヒメボタル、クモノスダ、いずれの生物につきましても、特段の影響は見られておりません。

事後調査につきましては、説明は以上でございます。

◎委員長

両生類、爬虫類その他すべて含めてということですか。

○事務局

はい。

◎委員長

環境モニタリングにつきまして、大気質、悪臭、それから動植物につきましてご報告いただきましたが、何かご指摘あるいは疑問になられた点、ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

前回の委員会ときに鳥類の確認をされた重要種においてカワウを入れていいものかという質問に対してご回答をいただいておりますけれども、議事録をもう少し読んでいただいたら私が何が言いたかったかわかったと思うんですが、なぜ要注目なのかということがわかるような書き方にしといていただいたらうれしいなという発言をしたんだと思うんです。大阪府のレッドデータブックで要注目になっているのはわかるんですが、なぜカワウが要注目なのかということを知るような1行があれば、もう少し親切な報告書になったのではないかと

など思ったわけです。

◎委員長

前回、多分ご指摘していただいた点で、補足の説明があれば、そういうのでわかりやすいというご指摘なんですけど、いかがでしょう。

○事務局

そのことにつきまして、こちらのほうで今、どういうんでしょう、大阪府と兵庫県と、例えば山の量ですとかを比べますと、大阪府全体の中の自然量みたいなものに比べると兵庫県の中の全体の自然量のほうがやはり多いのではないかなど。それに伴いまして、水辺あたりにカワウが生息しておるわけですけども、国崎あたりのほうですと、決してまれな鳥類ではないかと思うんですけども、大阪市を中心に全体を見たときには、ある程度そのカワウというのも要注目される生物であるというふうに思っておるところなんです。説明になってるかどうかわかりませんが。

○委員

ですから、なぜ注目される鳥なのかということがわかればうれしいと言ったわけです。絶滅危惧種といたら、すごく数が少ないんだなということがわかると思うんですが、要注目と書かれた場合にはわからないと私は考えたんです。ですから、報告書だったらわかる報告書であってほしいと思いましたので、なぜ要注目なのか。レッドデータブックに要注目と書いてあるのは、私も実はネットでちょっと調べてみたんですけども、それ以外のことが書いてないんですが、カワウに関しては繁殖地域が広がっていて、結構繁殖地では木を枯らしたり、ふんの害だったりとか、割と迷惑がられてる鳥なんです。その迷惑を感じるのは人間なんだろうけれども、なぜ要注目なのかということがわかればということで、お聞きしました。

○委員

よろしいでしょうか、その件について。

◎委員長

はい、どうぞ。

○委員

兵庫県の場合、今、大阪のことを言われましたけど、兵庫県も大阪も多分同じ基準だと思うんですけど、要はランクづけで要注目になってる種というのは、ランクがまだよく定まらないという段階で、これからちょっと注目してどっちに動くか見ようというようなところで要注目というようにしたということです。一応、今の段階では無視するべきではないんだけど、ただ本当に絶滅危惧種なのかどうかをちょっと見ようというところですね。多分今

の段階で見たら、当然カワウなんかも落ちてくるんだと思うんですけど。

◎委員長

今の説明でよろしいでしょうか。

そうしましたら、ほかに何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

環境モニタリングで、前回も出たんですけども、1-79ページ、窒素酸化物のグラフがございまして、その一番下、上杉口というんでしょうか、ここで、6月で大分気温が上がっているにもかかわらず、赤の一酸化窒素が大分飛びぬけて高いということが出ております。だから、調査結果の概要ですが、そのこのところをちょっとそういうことを入れておいたらどうだろうかというふうに思います。

この議事録の15ページでしたか、中ほどに委員長意見として、自動車の排ガスの影響をかなり含んでいるんだろうと考えられると書いてありますので、例えば、この結果概要が環境基準を満足する結果となったの後に、ただし、調査地点のうち上杉口については窒素酸化物中の一酸化窒素の濃度が総体的に高く、自動車の排ガスからの影響を受けているものと考えられるというようなことを1行入れといていただいたらいいんじゃないかと思います。といますのは、21年度のこれを見てあっと驚いたんですけども、104ページを見ていただけますか。この21年度の報告書の104ページ、そこに上杉口というのがございまして、1月の測定で2番目の欄の一酸化窒素NOですね、0.067とか0.056となっていますね。この一酸化窒素だけで環境基準をオーバーしているというような数値も出ています。こういうところから見まして、当然この場所は国崎クリーンセンターの影響モニタリングにはなっていないということでございまして、ちょっとそういうことを入れていただいたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

◎委員長

これは、前回からの懸案というか、ずっとこういう状態ですので、ここの測定ポイントが具体的にどういう場所なのか、私も見に行っていないのでわからないんですけども、少し検討はしておいていただいたほうが、多分一酸化窒素がこんな高いところは普通ないので、一般の監視局の場合で一酸化窒素がこれだけ高いところというのは比較的少なくて、多分、自動車の排ガスを主にとってるようなところが比較的そういう傾向があるというふうには聞いてますので、今多分ご指摘があったようなことは十分考えられますので、ここの報告書に書くべきかどうかというのは少し検討していただくとともに、あとは、測定ポイントに関してもずっと今までやられてますので、継続性の意味がありますので、そのことも含めてどうする

かについて、測定ポイントがどういう状況にあるかということをもまず把握をしていただいて、その上で問題があれば、また動かすということで、この委員会に多分かけていただくということになると思いますので、また検討した結果を報告いただけますでしょうか。

○事務局

はい。わかりました。

◎委員長

はい、どうぞ。

○委員

私のほうの認識が間違っていたらあれなんですけれど、今回の報告書の中の環境モニタリングの中に水質がないんですよね。ずっと水質の件をお話をできて、底質の問題はずっと懸案になったままなんですけど、今回あえてなぜ水質を抜いてあって、底質の問題が21年度の事後調査報告書の中に、これほど問題になっているのに、この件は報告されないんだろうということ非常に不可解に思っております。

◎委員長

何かご意見ございますか。

○事務局

水質につきましては、年4回測定するように予定しておりまして、その調査をこの4、5、6月の間では実施せずに、7月以降から実施するような格好で予定してございます。それと、もう一つは、底質の問題でございますね。これにつきましては、実は田尻川の底質の特に鉛の項目について、造成をしてからの値が非常に高くなったということで、その原因について調べる必要があるということで、その底質に関してのみ別件で調査を企画いたしまして、実際に「ひょうご環境創造協会」という分析兼コンサル業務を受けております、兵庫県の中の半官半民といったらいいんでしょうか、そういう機関がございます。そちらは今、兵庫県の昔でいいます公害研究所も今の時代の流れと一緒に、そういう半官半民の機関の中に入ったところでございます。そちらのほうに関係されています大阪工業大学の先生がございまして、その方が兵庫県内のいろんな川の底質のことについて非常によくご存じの方で、もともと兵庫県の公害研究所の職員でおられた先生なんです。その先生にご相談しまして、どういう調査をしたら、クリーンセンターの造成がその底質にどういふふうに影響したのかというのを調べることができますかということでご相談をさせていただきました。こういう調査をしましょう、こういうふうにすれば何らかの答えは出てくるだろうということのアドバイスを受けまして、その調査を企画いたしました。7月1日に底質のサンプリングをしておりまして、全体で12カ所のサンプリングをいたしました。田尻川で7ポイント、それから今、手元の

ほうに資料を持ってきてなくて大変恐縮なんですけども、調整池で1カ所、それからクリーンセンターの敷地内の山ですね、それが沢になっておりますので、その沢が2系統、南側を通る沢と北側を通る沢とがございます。そこの底質、それから、その沢の岩石といったものを分析をいたしまして、田尻川流域として上流から下流への濃度の分布、それから今言いました沢の流れ込みの形、それから調整池の堆積物の測定、そういうものの分析を今現在やっておるところです。おおむね9月ぐらいにその分析結果がまとまってくるのではないかなと。その分析結果をもとに先生のほうにその中身を検討していただきまして、考察をしていただくと。一応年内にその結果を提出していただくように、今計画をしております、そういうスケジュールで何らかの答えが出てくるものというふうに思っております。

底質に関しては、そういう状況でございます。

◎委員長

はい、どうぞ。

○委員

7月1日にも検体の採取をなさっておるんであったら、せめてこの委員会に検体採取地点の図なりを提出してください。結果が出てから言われたんでは、私たちはやっぱり納得できないので、やっぱりそれだけ特別のプログラムを組んでいただいて底質の問題に関してきちっと調査をしてますとおっしゃるんだったら、この時点で検体の採取地点の地図を出していただきますようお願いいたします。

○事務局

それは、今ということ。

○委員

できるだけ早く。

○事務局

できるだけ早くお示しいたします。

◎委員長

せっかくいろいろ調べていただく形になっていきますので、今お話がありましたように、最終結果が出なくてもやってるということだけでも示していただけると、皆さんのほうも安心していただけたと思いますので、その辺なるべく柔軟に対応していただければと。

事務局としては、結果が出ないとなかなか言いにくいということが多分あると思いますけど、どういうポイントでどういうことをやったかという事実関係だけでいいと思いますので、今後のこともありますので、今後そういうことがありましたら、そういう形で示していただくということで、今回の件につきまして早目にご報告いただけるようでしたら、また別途報

告していただくということよろしいでしょうか。

○委員

はい、結構です。

◎委員長

ほかに何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

ヒメボタルの調査なんですけども、ちょっと書き方がよくわからないというか、調査の日にちの選定なんですけど、この調査の日にちは特に7月1日にやらなきゃならないということではなかったわけですよね。7月1日に調査をされているんですけども、7月に1日に調査をしなければならないという理由は特になかったわけですね。

○事務局

そのヒメボタルが発生するといったらいいんでしょうか、山の中で飛んだり光をこう放って地を歩いていたというのが大体6月26日ぐらいから7月4日ぐらいが一番よく出てくるタイミングであろうというふうに思っております、その期間の中の1日を、ですから7月1日でないといけないというものではないんですけども、そういう期間の中で調査を実施しておるということでございます。

○委員

多分これはコンサルタントの責任だと思うんですけど、その月明かりのために確認しにくかったというような書き方してますけど、確認しにくかったらしやすい日にちを設定するのが当然なので、この書き方は非常にまずいなと思ったんですけどね。だから、ただ日程を変えるだけなので。

○事務局

今後、注意いたします。

◎委員長

わかりました。

そうしましたらほかに何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員

少し余談なんですけれども、せっかく今ヒメボタルの話が出たので、ぜひつけ加えたいんですが、ここの啓発施設のゆめほたるさんが企画されたヒメボタルの観察会というのが7月3日に予定されていたのが雨で流れて1週間後になって7月10日にあったんですね。ここの

ヒメボタルに関しては一番発光する時間帯が夜中で、私たちも10時から山に入って、解散したのが12時だったんです。でも、本当にたくさん初めてヒメボタルというのが飛んでいるところを見たんですけれども、本当に小さい光なんですけど、何かすごく不思議な感動的な光でした。来年もきっとされると思うので、皆さんも、もしお時間ありましたら、ぜひ参加してください。本当に感動的な生き物でしたから。

◎委員長

情報提供ありがとうございました。

かなり遅い時間ということで、なかなか普通多分見れないんじゃないかなと思いますので、何かそういう機会が来年もありましたら、ご参加いただけたらと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、事後調査結果につきまして2項目終わりましたので、次、報告事項に移らせていただきます。

不適合事象ですね、これ結構たくさんございますので、少し幾つかポイントを含めてお話しいただければと思います。

○事務局

それでは、不適合事象についてご報告させていただきます。

今回、ご報告させていただきます不適合事象は、区分3が4件ございます。

それでは、まず、資料4のページをお開きいただけますでしょうか。

まず、1件目は、大塊物等貯留積み出し場上部屋上への粉じんの堆積であります。判明日は2月19日で、原因は大塊物及び磁性灰の貯留ピット及びその横にある積出場所の屋上に設置してある換気設備から、屋内の空気に含まれた粉じんが放出され、屋上に薄く堆積したものであります。粉じんの堆積場所は次ページをお開きいただきまして、建物平面図というのがございますけども、こちらにマーキングしております箇所に粉じんが堆積いたしました。

被害状況に関しましては、いずれもございません。

対応といたしまして、屋上に堆積した粉じんをモップを用いて清掃除去いたしております。

また、周辺環境への影響につきましては、順次ページをめくっていただきましたら、採水箇所図というのがございますけども、こちらの会所1、会所2、南側調整池の3カ所で分析を実施しております。結果につきましては、建物平面図の次のページにございます。別紙でございます。こちらで見ていただきまして、すべての項目に関しまして排水基準値以下の水質でありました。

防止対策といたしましては、先ほどの完了報告書の一番下6)の④なんですけども、こちらで、換気設備に粉じん排出防止用のフィルターの取り付けを行うということで、これは4

月25日の日曜日に実施しております。

次に、2件目でございます。

ページをめくっていただきまして、これに関しては2号炉活性炭吸着塔上部点検蓋より微量の排ガス漏れの事象であります。

発生日時に関しましては、4月16日19時30分ごろの現場巡視点検で発見されております。原因ですが、3月15日から24日にかけて実施いたしました平成21年度の施設点検整備業務中での活性炭カートリッジ取替作業を実施いたしましたが、実施後の復旧作業において、内蓋の取付面にナットが残っていることに気づかずに復旧し、その後、4月に入ってから焼却炉を運転したことにより、微量の排ガス漏れが発見された事象であります。

被害状況といたしましては、①の設備・装置の被害状況有ということで、点検蓋が変形しております。

次ページをめくっていただきまして、原因確認状況写真というものをつけさせていただいております。

その後すぐに2号炉の立ち下げ作業に入りまして、立ち下げ作業が完了した後、温度が下がった状態で内蓋の変形補修、その後、パッキン及びボルトを取替し復旧したものであります。

復旧日時に関しましては、17日の16時半。

防止対策といたしましては、品質管理を徹底することにより、人為的ミスをなくす。また、業者に対する教育を徹底する等、二度と起こすことのないように指導いたしました。

続いて、3件目でございます。

これは、リサイクルプラザ1階可燃粗大ごみ破碎機出口での火災であります。

発生日時は4月30日13時35分で、原因につきましては、ごみに混入していた可燃性ガスに火花等が引火して発火したものと推定しております。

被害状況に関しましては、いずれもございません。

対応といたしまして、炎検知器が検知したと同時に、自動で消火用散水装置から散水いたします。また、職員が水道水により消火いたしました。さらに、コンベアを順次運転いたしましてごみを床に落とし、さらなる散水を行い、完全消火したというものでございます。

鎮火確認に関しましては、13時50分であります。また、当日、川西市北消防署員による現場検証が行われております。

防止対策といたしましては、5月29日から6月6日にかけて、コンベアダクト内での異常燃焼を未然に防ぐために、炎検知器を可燃粗大ごみ破碎機出口の散水ノズル手前に増設いたしております。また、消火機能の向上を図るために、せん断物コンベア立ち上がり部

にも散水ノズルを2カ所増設いたしました。また選別作業の徹底や、引き続き、広報等による啓発に努めてまいります。

続きまして、4件目でございます。

これもリサイクルプラザ1階、こちらは不燃粗大ごみ一次破砕機内での火災であります。

発生日時に関しましては、5月25日10時40分で、原因につきましては、不燃粗大ごみ中に混入していた引火物が破砕機内で発生した何らかの原因で引火し、破砕中に混入している可燃物に着火したものと推定しております。

これに関しましての被害状況は、いずれもございません。

対応といたしましては、これも先ほどと同じなんですけども、炎検知器が検知したと同時に、自動で消火用散水装置が散水いたします。また、職員が水道水により消火もいたしましたが、一次破砕機カッターの下部にちょっと油物が残っておった関係で、炎が残っております。それに関しましては、消火器を使用し完全消火いたしました。

また、防止対策といたしましては、6月5日から7日にかけて、消火機能の向上を図るため、破砕機投入コンベア立ち上がり部に散水ノズルを1カ所増設を行いました。また、選別作業の徹底や、引き続き、広報等による啓発に努めてまいります。

不適合事象の報告に関しましては、以上でございます。

◎委員長

何件かございましたが、今ご説明していただきましたような状況のようですが、ご質問ございますでしょうか。

○委員

田尻と野間出野と黒川の周辺地区住民協議会の中でお話ししましたですけど、この不適合事象の2番目、これはもう明らかに人為的ミスというより、点検作業そのものがきちっと行われてないんですよ。蓋が浮いてるのをわかつとって、周りのナットを締めつけて蓋をゆがめてしまった。蓋が何で閉まれへんねやろうということも確認もせずに、蓋を閉めてるんですよ。変形するまで締めつけてるんです。だれが考えてもこんな業者を入れてること自身が間違いやと。こんなもんで排ガスが若干微量に漏れたからといって何もなくてよかったという結果よしの問題ではないんですよ。ほかのものが漏れとったら、人命にかかわることだってあり得る話なんですよ。なぜ、蓋が閉まらんのやろうと開けてみたらナットが一つ残っていたら、これは蓋が閉まりませんと思うのは、当たり前なんですよ。明らかに作業に対する緊張感が全くない。こんな業者入れてること自身が間違い。こんなもん、不適合事象がむしろ教育の不適合事象ですよ。

私は、前に周辺地区住民協議会でもそう申しましたけれど、事務局はどんな対応を今後と

っていくのか。この文書1枚で、こういう事実がありましたということだけの問題ではない
ということを経済保全委員会の中できちっと説明してもらいたいと思います。

◎委員長

業者のほうに関して何か今のご指摘ございましたが、ご意見ございますでしょうか。

○事務局

ご指摘の不適合事象に対する感想といいますか、事務局のほうも全く同じ感想でございまして、本当に初歩的といいますか、言いわけのしようのないようなミスだというふうな認識を持っております。したがって、防止対策・改善策等のところにも書かせていただいているわけでございますけれども、品質管理体制の再構築、あるいは品質管理内容を追加するというようなことで、業者側のほうの人為的ミスの発生原因を会社の構造的な問題としてとらえていただいて、これをなくすシステムはどうするんだということの報告を出させたということが1点ございます。教育の徹底というのは当然のことなんですけれども、これも指示をしたということでございます。もちろん、これによって立ち上げの直後にこの事象が発生したわけございまして、急遽立ち下げたというふうなことでございます。

したがって、本来でしたら要らない立ち下げ、またもう一度の立ち上げと、こういうことが発生したわけでございます。このたびにつきましては、この部分の実損といいますか、当然発生しておりますので、その部分については請求をさせていただいたということでございます。

◎委員長

基本的な普通しないような、素人でも多分やらないような過ちというか、しないようなことですので、徹底して多分やっていたらいいと思いますが、さらに徹底して、今後こういう初歩的というか、これは不適合事象以前の問題かなと思いますので、こういうことが絶対ないようにということ。こういうことがあると、やっぱり信頼性に欠けますので、やはり周りの住民の方は多分かなり不安ということが募ると思いますので、こういうことが絶対ないようにお願いいたします。

何かございますか。

はい、どうぞ。

○委員

同じ件なんですけども、あまりにも最低のエラーなんでびっくりしてるんですけど、そういうことで対策を講じるようにさせているということでしたけども、この話はJFEのこの現場の責任者のところでの話で終わらせないで、JFEの環境サービスの社長名でいろいろなものを出させると。顛末書、始末書というもの、それから今後の再発防止策をこういう

ふうにさせますというふうなことを社長名で必ずとっていただきたいと。現場だけで蓋を
てしまうということは絶対ないようにお願いしたいと思います。

以上です。

◎委員長

対応はどうなってるんですか。

○事務局

これにつきましては、改善対策の文書は出させております。その際に大阪支店の統括部長
名で出させております。

先ほど申しました、その会社としての構造的にミスをなくするための具体的な方法といたし
まして、ここのJFEという会社なんです。ESCではございませんで、そのO&M事業
部の中で西日本メンテナンスセンター、これがO&M関係でトップでございます。そのセ
ンター長、それから関西メンテナンス室の室長、これがJFEとしての本社機能を持ってお
るところですので、この室長、センター長のパトロール、実際に点検整備を行いますとき
には、本社からここの現場の所長が何をしとる、管理をしとるところを本社が点検をす
るというふうに新たに機能的に品質管理体制をとりますというふうに改善策を挙げさせまし
た。それから、そういう点検整備を実施いたしますのに実施計画を挙げさせました。それか
ら、そういう点検整備を実施いたしますのに、実施計画を出させまして、それから実施計画
の中で段階確認をするようにいたします。

例えば、今言いました、ここに事案がございますように、活性炭吸着塔の活性炭を入れか
えるという点検整備をするのであれば、まず、いつからやりますよと。現場へ新しい活性炭
をいついつ入れますよと。それから実際に蓋を開けて活性炭を取りかえるのはいついつです
よと。最後しまいをして終わるのがいついつですよということで、要所要所のポイントが出
てまいります。それを段階というとらえ方をいたしまして、例えば搬入のとき、あるいは蓋
を開けたとき、交換のとき、しまいのときというふうに、要所のポイントで、うちの職員が
現場で実際に立ち会って、うちの職員が入るような写真を撮るだとか、それから写真管理も
徹底させるだとか、そういう具体的な改善をするように対策として出させました。

◎委員長

それに関連して。

○委員

今聞いてて、事務局は作業完了後立ち会ってないんですか。今初めて、改善報告書の中で、
事務局、うちの職員が作業完了後に立ち会って点検いたしますと。今までやってなかったん
ですか。

◎委員長

いかがでしょうか。

○事務局

現在、事務局職員は一応確認をしております。

実際、活性炭のカートリッジの据えつけのときに一応立ち会いたしまして確認はいたしておるんですけど、今回、そのマンホールの取りつけに関しましてはちょっと確認不足という形になっておりました。

○委員

作業完了後に事務局が立ち会ってないことが間違いなんですよ。事務局のマニュアルも変えてください。そうでないとJFEの請け負うたところだけじゃないですよ。事務局の緊張感が足りないからですよ。事務局が作業完了後に現場確認してない。これで作業終わります。これによって作業班の撤収を行いますと。そこで完了に関して点検をしておれば、こんなもん、すぐ蓋が浮いてるのがわかるはずですよ。それすらやってないことが間違いだっていうんですよ。

◎委員長

今の件、これは起こってしまったことですので、これからそういうことが起こらないように、当然今言われたように点検はされてると思いますが、徹底してそれをきちっとやっていただくということをお願いしたいんですが。

○事務局

それは、もちろんのこといたします。

それと、やはり最後の点検をやってないわけではございませんで、今回、言いわけになりますから言っても始まりませんけども、外蓋を外さないと今言うてます箇所のところが見えないのが状況のところでございますので、最後の確認を内蓋を閉めるときにもやっておくべきだということになろうかと思えます。

◎委員長

今の件と関係ございますか。

○委員

統計では、不適合事象が63件になりましたね。そのうち、いわゆる火が出る火災関係のものがかなり率を占めています。ちょっと私、今数えられれば、時間かかりますので、数えませんが。それと、あと一つの例えば金具がどうのとか、なんかいうこと、活性炭を取り出して入れかえたら、それは一つの契約行為ですね。その契約行為でやったら、後の竣工検査みたいなものは必ず生まれんとあかんわけですね。それをやってないからこういう非

常に重大な事故が起こる。これは大変初歩的なミスです。

先ほど委員もおっしゃったように、そういうふうなヒヤリ・ハットの点検ということが全然なされていない。とすれば、私の聞きたいのは、日常の保全点検はどのような形で行われているのか。例えば、業者は今、保全のメーカーは一体どのような日常点検をしているのか。それに加えて、その結果を当局の施設管理課はそれをどのようなふう把握しているのか、そこらあたりの基本的な保全体制というものについてお伺いしておきたい。そうしないと、これ何ぼやっても、毎委員会でも不適合だと言われておるけども、例えば、こういう事例が起りましたので、もう63件目ですから、一遍ここで不適合委員会を開いてひとつ対策を立てようやないかということも、ちょっとかいま見えないし、そういう点どのようなふうにお考えなのか。工場の保安体制、いわゆる安全体制というものの基本的なものについて、お伺いしておきたいと思います。

◎委員長

多分、日ごろのことだと思しますので、そのあたり、通常点検も含めてどのような形でチェックされているのかということだと思しますが。

○事務局

私どものクリーンセンターでは、運転管理をJFEのESCさんのほうに委託しております。そちらのほうで、各設備の巡視、それから各データの記録、そういうものをすべて日報という形で挙げていただいております。毎日数字あるいは、問題がなかったかというチェックですとか、そういうものが挙がってまいります。それをこちらのほうでチェックいたします。それとともに、ずっと職員がそのESCさんのやっていることを後をついて回るということはできませんが、ある程度定期的に、どのような状況にあるのかというものは目視をして、その点検を私どものほうでやっておるといった状況でございます。

この不適合事象の件数が63件あったと。これ自体が非常に多いというご指摘でございます。これは、ある意味、その施設ができて1年目のときにはさまざまな問題が出てまいります。そういうものをすべてご報告をさせていただくという形をとりました結果が、このような多くの数になっておるわけですが、その分、それに対するいろいろな改善もさせてはおります。

それから、私どもの中で不適合事象対策委員会というものを月1回開きまして、もちろんJFEさん、それからESCさんも入りまして、まず報告をする、それについての改善をどうすべきかという協議をやってはおります。本年度、去年の実績と比べますと、大部不適合事象については減ってきたかなというふうに思っております。

以上です。

◎委員長

日ごろからの点検その他含めていろいろやられてるみたいですので、当然起こらないのが一番いいんですが、こういうのを積み重ねて安全というか、そういう信頼性が担保できるような形にもっていっていき、日常の積み重ねかなと思いますので、重大な事故に当然結びつかないようにということで、小さな事故ですね、そういう日常的なそういうことも含めて、人為的なものも含めて、そういうことの芽を摘むようなことを日ごろ十分注意してやっていただければというふうに思います。

議論しても、多分次々またいろいろと出てくるかと思いますが、この件はこれでよろしいでしょうか。

○委員

火災のときの館内放送についてなんですけれども、実は私、火災に3回遭遇しております、3度、館内放送を聞きました。そのうちの2回は、ゆめほたるのほうに入館者もほとんどいらっしやらなかったのどうってことなかったんですが、3度目のときには、小学生が何人かおられたみたいで、「火災が発生しました」という館内放送はどういうふうに聞かれるかと、引率の先生なんかはすごい驚かれると思うんですよね。あれはもう少し工夫あったほうがいいんじゃないかとも思うんですが、どうでしょうか。

◎委員長

今、そういう形なんですか。私も初めて聞きましたが、多分、館内にそういう引率で人数の多く来られているような例えば学校とか、そういうのが来られている場合はびっくりされるようなこともあって、場合によってはパニックになるケースがあるかなと思います。

ただ、安全性もございますので、その辺含めて、きょうの時点で何か見解がございませうでしょうか。

○事務局

私どもも全く同じ認識に立っております、火災といったらいいかどうか、場合によると思うんですけども、例えばコンベアの中で小規模な炎が出たというふうなときでも、火が出るとやっぱり「火災です」という館内放送をいたします。そのときに、「炎を検知いたしました。」ラインをまず停止いたしまして、「担当する者は直ちに現場に急行して確認をしてください」というふうに案内をいたします。来場者の方がパニックを起こしてはいけませんので、なかなかそこまでは、人の声でやりますもので、うまくタイミングよく言ってるかどうか定かじゃないところがあるんですけども、「来館者の方は現場で待機をしてください」と。要は館外に慌てて出たりだとか、階段を駆け下りたりだとかいうことは、問題が実際にはないのに、その放送を受けてけがをされるとかいうことにつながる可能性がありますので、

そういう放送の仕方に改善をいたしております。

以上です。

○委員

一般放送と業務放送とに分けておられないんですか。一般の人がおられたとして、今やっ
てるのは一般の放送ですよ。これは業務ですよというふうにちょっと区別されたら、それ
で問題ないんじゃないんですか。

○事務局

実際に施設の中で火災が起きておれば直ちに消火活動にも入らなければなりませんし、消
防に連絡をして、場合によっては消防車を出してももらわなければならないという事態にな
ります。そのときには速やかに来館者については、管理棟のほうへ同じフロアで移動が可能
ですので移動していただいて、管理棟の階段なりエレベーターなりを利用して速やかに外へ
逃げていただくというふうなやり方が、一番けがのない現場からの退避の仕方になるという
ふうに思っております。それを一様に場内向けの放送と一般用の放送とを区別して使って、
一方には聞こえないというふうな、あるいは一方にはわかりにくい内容になるとかいうふう
なことは、火災の場合あまり分けるようなことをするよりも、施設全体に情報を示し、現場
確認しますのに1分もありましたら行けますので、その火災、あるいは単純な炎がただけ
の問題なのかを確認し、直ちにその情報を再度アナウンスさせていただくというふうに今は
こうしておるわけです。

◎委員長

はい、どうぞ。

○委員

施設稼働して、もう1年以上たってるじゃないですか。こういう不測の事態で火災が何遍
も起きているのに、避難訓練であるとか、館内の対応訓練がなされてないということですよ
ね、今の説明。見学者がおる場合、見学者がいない場合、火災の程度、それはおっしゃると
おり一般放送と事業放送と分けたいいいということもありますけど、館内で火災が起きて一
般見学者がおられる場合にはどういう形で対応するのか、避難訓練であるとか、そういうこ
とを一切してないから、今のようないまいな答えしか出てこないんですよ。基本的な対応
が事務局で全くできてない。ごみを燃やすだけ。見学者を受け入れるだけ。ここで何かが起
きたとき、見学者があつて火災が起きたときどうするかという対応が全くシミュレーション
できてないんです。

○委員

消防計画でつくってるのと違うの。

○委員

絶対に消防計画があるでしょう。

○事務局

もちろん消防計画もございますし、消防の訓練、昨年度は1回しかできなかったんですけども、そういう訓練はやっております。そして、それぞれの分担を決めまして、例えば啓発施設のほうの避難誘導はだれそれが行くんだとかいったことは決めまして、そういうことは訓練でやっておるといところでございます。

ただ、今の説明は放送の仕方がいきなり「火災が発生しました。火災が発生しました。」というのが今までの放送だったんですけども、それではあまりにも実態にそぐわない放送内容になるだろうということで、いわゆる自動に放送するのではなしに、人がその都度、炎検知なりをしますとモニターでわかりますので、「炎検知をしました。現場を確認しておりますのでしばらくお待ちください。」とか、そういうふうな状況に応じた放送をしておるといことを説明させていただいたということでございます。

○委員

一般見学者があるということは、防火対象物として消防署の中では年2回以上の避難訓練をやらないといけないことになってませんか。1回ですか。1回以上ということでしょう。だから、本来、見学者があることを想定した避難訓練ができてなければ、そういう問題が今、委員が聞いておられたからあれでしたけど、やっぱり実態に合わないようなアナウンスがされてるといふうの説明なさいましたけど、避難訓練してたら、当然現場の中の反省会の中で出てくるはずなんです。きちっとやっておれば。そういうこと自身が、ごみを燃やすだけではあかんよって我々環境のことに関して検討する会ではありますけれど、この事務局が今どうやってこのクリーンセンターを運営してるのかということに関してすごく心配なわけですね。何のシミュレーションもできてないまま稼働してしまって、こういうことも出てくる。先ほども申しましたが、その辺の部分がやっぱり現実に1年たってもまだなされてなかったことがあるということ自身が僕は問題だと思うんです。

○委員長

いろいろまだちょっと不備なところがあるかと思いますが、順次多分改善しながらということかと思しますので、また折に触れてご報告していただければというふうに思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、不適合事象につきましてご報告いただきました。

それから、その次ですが、対応マニュアルですね、そちらのほうの基本的な事項の改訂についてというのが報告事項で挙がっておりますので、その辺についてご説明いただけますで

しょうか。

○事務局

不適合事象対応マニュアルの改訂につきましては、事前に皆様方のほうにご通知をさせていただいているところでございます。その内容につきまして、改めてここでご報告をさせていただきたいと思っております。

平成21年度に発生した不適合事象の状況につきましては、先ほども話が出ましたが、全体で63件、区分2・3では17件となっております。そのうち火災に関連するものが9件ございまして、区分2・3に分類されるものの中では最も多く発生しておったところでございます。

本来、火災とは、人の意に反して発生し、もしくは拡大し、または放火により発生して消火の必要がある燃焼事象であって、これを消火するため消火施設または、これと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、または、人の意に反して発生し、もしくは拡大した爆発現象をいまして、消防署に火災損害届出を提出するものでございます。

平成21年度の9件の火災事象につきましては、本来の火災というものの、先ほど申しましたような範疇からはずれていたような燃焼事象も含まれておりますことから、マニュアルの区分と事象の内容とで齟齬を来しておるというような状況が見られます。そこで、事象の実態に見合ったマニュアルへと見直しを図ったところでございまして、区分1・2・3、これにつきましては従前のままといたしまして、区分4におきまして新たに④といたしまして設備内ごみ燃焼というものを追加いたしまして、7月15日からその改訂した部分の運用を実施いたしておるところでございます。

また、区分4の報告につきましては、件数も多くなっておりますので、1年間の件数をまとめまして、その件数ごとに類型別に整理をいたしました上で年次報告という形でお知らせをしたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長

今、ご説明していただきましたが、この件につきまして、ご意見あるいはご質問ございませんでしょうか。ございませんでしょうか。

そうしましたら、今のご説明で終わらせていただくということで、3件目ですが、平成21年度のダイオキシン類の総排出量ということで資料をつけてありますので、それにつきましてご説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、ダイオキシン類総排出量につきまして、資料5のところでございます。総排出

量計算書をつけさせていただきました。これが平成21年度の焼却に伴いますダイオキシンの発生を整理したところでございます。

まず、2ページ目をごらんになっていただきたいんですけども、1ページ目のデータを整理しますのに、この2ページ目のデータが積み上げられておるといふふうにごらんになっていただきたいんです。

まず、上から1つ目の表が、平成21年4月から6月までのデータでございまして、その間に焼却量といたしまして、ごみを1万2,899.76トン焼却いたしました。そのときに出てまいりました排ガス量が湿りで7,446万7,200ノルマル立米。これを乾きの排ガス量に換算しまして、5,940万6,200ノルマル立米になります。そのときのダイオキシン濃度、これが4月から6月分までのデータの平均値になるわけですけども、このときにダイオキシンの測定結果は、まずO₂換算で12%にいたしまして、TEQを求めておるわけです。実際にこの乾きの排ガス量に相当するダイオキシンのTEQの濃度というのはO₂換算をする前の、通常うちの焼却炉ですと6%から7%の間ぐらいなんですけども、その乾きのガス量に見合った実濃度に換算をいたしております。これでいきますとO₂換算した値よりも高くなるということになります。それで、ダイオキシン類の濃度、排ガスに關しましては0.0044ナノグラム/立米に乾きガス量を掛けてやりまして、そのときに発生したダイオキシン類の総量が261.4マイクログラムということになります。これが気体の部分でございまして、その右側へ行きますと処分物というものがございまして、飛灰固化物と大塊物、磁性灰、スラグ、メタル、このものが処分物として該当してまいりますので、それぞれの乾燥重量、それからダイオキシン類の乾燥重量あたりの濃度を示してございまして、それらを掛け合わせたものが、その1行下にありますダイオキシン類の総排出量というものになってございます。

それから、最後に液体の部分、処分物の右側に排水がございまして、この4月から6月の間で4,731立米を公共下水道のほうに流しております。そのときのダイオキシン類の濃度が0.00012ピコグラム/リットルということで、排出量としまして0.0006マイクログラムということで、気体・固体・液体の排出量を求めております。それをこのAからGまでの欄を合計いたしまして、2万3,135.4158マイクログラムがこの4月から6月の間に出了ました。

それと同じように7月～9月、10月～12月、1月～3月の数字を整理して表に示させていただきます。

ここの4つの表の右下部分、AからGの4つを合計いたしますと、ページをもとのページに戻していただきたいんですけども、この表の中段になるんですけども、ダイオキシン類総

排出量合計というところに、このすべての4つの表を合計したものが各項目ごとに挙がりまして、一番右端のところでは11万5,880.9マイクログラムが1年間に排出をいたしました。これだけのものを出しますのに、焼却量といたしまして5万8,343.39トン焼却いたしましたので、このトン数で割ってやりますと1.9862マイクログラム/トンという結果を導き出してございます。

総量規制値が2マイクログラム/トンということで設けておりましたので、かつかつの値というふうな形になりますけれども、平成21年度は何とかこの総量規制値を達成したという状況でございます。

説明は以上です。

◎委員長

今、ご説明をいただきました。

ダイオキシン類の総排出量の細かい計算方法を説明していただきましたが、ご質問のほうでございますでしょうか。

○委員

大塊物と磁性灰とメタルに関してはダイオキシン類の濃度が4月から3月まで全部同じなんです。ということは、恐らくこれは1回しか測られてないものだろうと思うんですけども、それならそれで、きちんと何日に測定したもので、「ただし」というのが要るんじゃないかと思うんですが、偶然このすべてが同じ数値になったとは考えられないので、そのところをご説明ください。

○事務局

おっしゃるとおりでございます。大塊物、磁性灰、それからメタルにつきましては、1回の測定しかできておりません。この表に期間を区分けしたときに同じ値を入れさせていただいたということでございます。

○委員

いつですか。測定日はわかりませんか。

◎委員長

具体的に測定日はいつになりますか。すぐには出てきそうにないですか。

○事務局

済みません。ちょっと今すぐには。

◎委員長

これ、やっぱり少し書いていただかないと、多分この表をパッと見ただけでは、気がつかない場合もございますので、注釈を少しつけていただくか何かお願いいたします。

○委員

説明にもございましたけども、年平均で辛うじて目標をクリアしている。ですから、四半期で見ますと最後の1月から3月が、1万3,399トンで、こっち側が39ですから、これで割ったら大体3マイクログラムですね。ですから、このダイオキシン類の総量規制値の2マイクログラム/トン以下（目標1マイクログラム/トン）という数字はどのスパンでこういう目標を立てたのかというのがわかりませんので、1年のスパンで言うてるのか、四半期のスパンで言うてるのか。ほとんどこういうものは1年のスパンじゃなしに四半期ぐらいだと思いますけど、そしたら、もう完全にオーバーしてるわけです。

ただ、これの要因は飛灰の固化物が85%ぐらい持つてるわけですね。これはほとんどが飛灰です。少なくともこの数字はメーカーがギャランティーしてる数字じゃなくして、組合が住民に対してギャランティーした数字だと思うんです。これは、必ずオーバーする機会が何回も出てくる。どういうふうにするんだと。非常に危険推移というんですが、もう既に最後の地点でオーバーしているという状態ですから、飛灰の処理装置のスペックが間違ってたんやと。閉じ込めるという方法、キレートで閉じ込めたって中にあるんだから、何も減ってない。だから、脱塩素化処理とかいうふうなダイオキシンをクラッキングするようなやり方を考えなかったらこの数字は下がらない。非常に今後どんどん超過値が出る可能性があると思うんですが、その辺についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎委員長

今の件、割と大事なことかと思しますので、一応年平均では、辛うじてさっき説明されたようにクリアしてるということで、どれぐらいのスパンを考えるかということで、それをどの辺にするかということを考えておく必要があるかなと思うんですが、そのあたりのご見解がありましたら、まずお伺いしておきたいと思います。

○事務局

基本的には1年間のデータで評価をしたいというふうに思っております。その内容につきましては、前回の保全委員会の中でもそのようにご説明しておったと思います。

◎委員長

はい、どうぞ。

○委員

今の1年のスパンということを容認しても、完全に危険推移にあることは確かなんですね。もう目の前でいつオーバーするかわからないような状態を放置しておくのか、何か対策を考えるのかお教えてください。

◎委員長

一応目標設定値、最初説明されたようにぎりぎりになっておりますので、何もしなければ場合によったら、またこれを超えてしまう可能性が十分ちょっと考えられますので、具体的に何か対策としてとり得るものがあるか、あるいは現在もう既に御検討されてるようでしたら、そのあたり少し説明をいただければと思います。

○事務局

ご指摘のとおりでございます、1年スパンであったとしても、いつオーバーするかわからない数値ではないかと。もうおっしゃるとおりでございます、私どももそういう認識しておりますし、メーカー側のほうも当然同じ認識を持っております。ただ、今の時点でどこをどういうふうに改良なり改善なり、あるいは運転方法を工夫すれば、もう少し低い値が出てくるんだということについての具体的な検討については、まだちょっと着手ができておらないというのが現実でございます。

○委員

メーカー側もその意識があるとおっしゃいましたけども、組合とメーカーとの間のギャランティーには総量規制は入ってないんですね。

○事務局

それは入っております。

○委員

失礼いたしました。

◎委員長

今の関係でご質問でしょうか。

○委員

これは先に説明があったと思うんですけど、私ちょっと忘れてまして。

お尋ねしておきますけども、この飛灰固化物、これは今どんな処理されていますか。

○事務局

フェニックスのほうで処分でございます。

○委員

わかりました。

今、この数字を見ますと、うまいこと飛灰固化物が規制値すれすれに2ナノグラムを保持しておるといような状態なんで、これは別にフェニックスでは規制してないんですね。

○事務局

フェニックスのほうは確か3ナノグラム／グラムという規制値がございます。それを超えますと投棄することができないということになってございます。

○委員

一応ダイオキシンの総量規制の中で2ナノグラムで、やっとなんか1.8、1.9ペースでいっていますので、そのあたりは燃焼管理の問題もあると思いますけども、飛灰固化物の中でなるべくこういうのを出さんように、ここまでうまく推移ができましたので、気をつけてほしいと思います。

それで、ちょっとお尋ねしますが、初めて出た単語ですけど、大塊物というのは何でしたかな。

○事務局

焼却炉の中でごみを燃やすわけですけども、その中に可燃ごみに混じって缶ですとか、鉄の細かい破片ですとか、極端な場合はフライパンですとか、やかん、そういうものが入りますと溶融できませんので、それをふるいにかけてはじくんです。そういうはじかれたものが大塊物のところのピットに集まってまいります。

○委員

それもフェニックスに持って行ってんの。

○事務局

そうです。

○委員

わかりました。

◎委員長

どうぞ。

○委員

私は、このダイオキシンの排出総量、これはもう対策が決まっていると思うんですよ。先ほど委員からありましたように、この飛灰固化物というのが86.8%を占めてるわけです。だから、我々焼却方式検討委員会のとくに飛灰というのは重金属も非常に多いんで、引き取ってくれるところがあるんじゃないかというような希望的な観測もあったんですけど、そうでないとしたら、先ほど委員がおっしゃったように、例えば脱塩素化装置とか、そういうものをこれにつけないと、これはもうちょっと私はやばいと思います。といいますのは、この焼却炉の排ガス中のダイオキシンが1,000分の1ナノグラム、要するにピコグラムぐらいのレベルまでいってるでしょう。ですから、ここにあまり多くは期待できないと。そうすると、この86.8%を占める飛灰固化物、これを脱塩素化装置1台つけてもらいまして、これは私、瑕疵だと思うんですよ。だから、今後メーカーさんのほうでこういうものをつけていただきますと、とてもやないがこの2マイクログラムというのは難しいんじゃない

私は、こういう意見を出させていただいたんですけども、当初、ずっと初めは、委員会の意見書というのは、やはり会議資料にとじ込んで配付されてたわけです。それがいつの間にかなくなって、どうもげすの勘ぐりで言いますと、うるさいと言われるのは嫌やから、それはもう消してしまおうということで、個人意見という感じでいつの間にか抹殺されたというふうに思っています。そういう意味で、一つは、やはり俎上には必ずのせてほしい。ということは、こういう会議資料には添付、こういう意見が出てますよということはつけて皆さんの目に触れるようにしてほしい。それに対する事務局のご返事もつけていただくと。それをここで討議するということについては、時間的な制約があると思いますので、時間制約の許す限りでは討議させていただいて、全部を常に最後まで討議をさせてほしいと言うつもりはございませんというふうに考えております。

◎委員長

最低限はここ質問をしていただいた件と、それから事務局のほうで回答を当然それに対してしていただけたと思います。それについてはオープンな状態で、これは会議録ですので、そこに添付するという事は、この委員会の性格上も大事な事かと思っておりますので、これに関しては多分ご異存ないかと思っておりますので、それにつきましては、よろしいでしょうか。

そうしましたら、今後、資料のほうはこういう形で添付をしていただくということで、時間的に間に合わないようなものにつきましては、当日配付していただくということにさせていただきますと思います。

それで、あと時間の制約がございますので、今、委員のほうからもございましたように、すべてここで討議するという事は多分できませんし、全体で討議するのがちょっとなじまないようなことも、案件によってはあるかと思っておりますので、その辺は、どういう形で整理して、ここで議論をしていくかということに関しまして、何かご意見ございましたら、皆さんのほうでフリーでお伺いしておきたいと思っておりますので。

○委員

現委員長の前の委員長のときにもあったと思うんです。

本委員会の中の討議にそぐわないような意見が出るかもわかりませんが、逆に言いましたら住民等の意思の表明というのは、議会かこの環境保全委員会しかないわけですよね。議会は議員さんが出ておられるし、環境に関することはこの環境保全委員会ではないということで、できる限りそういうものを集約的に取り上げてほしいと。ただ、全体としてこれはなじまないよということで、委員ほとんどの方がそういうふうにおっしゃる個人的な意見等に関しては、これはもうしょうがないかもわかりません。ただ、例えば、意見書としてとった場合には、意見書の意見を公開するという事は大原則かなと思うんです。もう一つは、

事後調査報告書に関しても必ず意見書をとられた場合に、事後調査報告書そのものは組合がまとめるものでありますけど、この事後調査報告に対して、我々環境保全委員がどのように評価をしたかという点に関しては、評価書なり、もしくは意見書をつけて評価をしないと、環境保全委員会が何をしたのかということが、最終的には何の役割も果たせてないことになってしまいますので、その点に関して、委員のこの委員会でのあり方ということで意見の取りまとめをしておいていただけたらありがたいなということです。

大体こういう形で前委員長のときも、そうだったかなと思ってるんですが。

◎委員長

はい、どうぞ。

○事務局

個々の委員さんのご意見というのは、何度か昨年の秋以降いただいておりますけども、これは、その委員さんと事務局だけのやりとりということではなくて、もうご存じのとおり、各委員さんにはすべてお渡しをして、いわゆる委員会の中では、それはここで討論すると同じではないですけども、例えばここで質問されたことが事務局が回答したというのと同じことが皆さんの共通の情報としてお持ちいただいているという認識は持っておりますので。

◎委員長

そうしましたら、一応お話に出たような形で今後も進めさせていただくということで、きょうに関しては、まだちょっと私のほうも整理をしてないんですが、ここに載っている件で特に何かきょう取り上げていただきたいということがございましたら、その件に少しだけ時間をとってやらせていただきたいと思います。

○委員

私の意見書に関しては1件だけ取り上げていただきたいと思っております。

続けさせていただいてよろしいですか。

◎委員長

はい、どうぞ。

○委員

パンフレットについてということで、非常にパンフレットということに固執するような話ですけども、これは一般の設計図書等ですべて承認印を組合が押しておられますので、そういうのがどこまで責任があるのかということの指標になりますので、そういう意味で、これについてちょっと意見を言わせていただきたいと思っております。

組合さんにも再三これは質問してまして、組合さんが22年1月14日のご返答いただい

ているのでしたら、パンフレットのフローシートの中の技術的な設備の問題について、この件についても組合でも誤りを指摘できるものであるため、組合にも責任はあると考えておりますということで、パンフレットが間違ってたけども、それを直ちに納入部数を何万部が知りませんが全部取りかえてすぐ持ってこいというふうなきついことを言うほどでもない。我々のほうにも責任があったんだというふうな見解が組合から出てます。それに対して、私のほうも私の考えだけで話しては仕方がないので、実は大阪市環境事業協会がこの後の技術指導をこの前からされてますので、事業協会のほうに組合を通じて質問をさせていただきました。

それが、私のほうの質問は、こういうふうな技術的な問題についてすべて承認図書として出てきてるものについて組合は判を押しておられますけども、そういう技術的なものについては、その責任を持つ必要がありますかということをお聞きしたところ、大阪市から、全くそれは必要ありません、責任を組合が持たれる必要はありませんという返事が出てるわけです。

そういうものが出てるにもかかわらず、今回も返事の中で、従来半年前の返事と同じですということが来ています。だから、私のほうに大阪市の環境事業協会からいただいたご返事というものは、当然、組合さんも見ていただいているわけですから、そういうものを見た上で、さらにこういう技術的な問題にも我々は一半の責任があるんだというふうな見解をさらにされているということは非常に遺憾で、どこまである意味で良心的なのか、ある意味で我々住民に対して良心的でないのか、非常にわかりません。そういう態度を大阪市の環境事業協会の見解にも反するようなことを相変わらず言っておられる、その辺が非常に問題だと思っております。

以上です。

◎委員長

これは、委員のほうから多分今までにもご質問というか、ご意見が事務局のほうにありました。それで、事務局のほうからも回答をさせていただいていると思うんですが、今のご意見につきまして、何か事務局のほうから、これはちょっと言っておきたいということがありましたら、お願いしたいと思います。

○事務局

まず、委員のほうから、その大阪市環境事業協会のほうへ質問の仲介をしてほしいということでご依頼を22年4月12日にお受けいたしております。

そのときの質問の2をちょっと読ませていただきますけども、「施設の施工に際し施工者より各装置毎に設計図書が提出され発注者の承認が求められます。発注者としては発注仕様

書との矛盾がないかだけはチェックできますが、技術詳細内容までチェックできずに形式的に承認印を捺印して返却することが通常だと思います。このような場合に承認済みの図書に明示されている設計・仕様材料・施工方法等の原因で発生した事故について、発注者は承認したと言う理由のもとに一部又は全部の責任を負う必要がありますか、お教え下さい。」という質問になってございまして、大阪市環境事業協会さんの回答が、「発注者は責任を負う必要がありません。」米印がつきまして、「性能発注にかかわるすべてのものはメーカー側の責任となり、また設計図書等の承認（最近承諾）は、発注者が発注仕様書の趣旨と違った方法で工事を進めることを予防するための処置と考えます。」という回答だったんです。

今、委員がおっしゃっておられる趣旨がこういう流れがあるんだったら、パンフレットについても組合のほうに責任はないんじゃないですかというご指摘だと思うんですけども、協会さんのほうに、このパンフレットのことも申し上げました。そして、このパンフレットをつくるに当たっては、当然これを発行するに当たっての組合としての決裁はとっておられるんですかということで聞かれましたんで、とっておりますと。そういう手続はしてますということでしたら、その手続面での責任は一定あるのではないですかというふうには答えていただきました。何か中途半端な説明で恐縮なんですけども、そういうことがございました。

以上です。

◎委員長

何か比較的中間ぐらいの回答なんですけども。

○委員

非常にわかりにくいですね。それは官庁用語なんじゃないかな。

言いましたら、このボイラーの汽水ドラムのところの絵が間違っていたと。こういうのが、役所が判断できることですかね。はっきりしてるじゃないですか。こんなんはメーカーでないと判断できない。それを今何かややこしい話をされて、日本語なのか、わからないような話をされたってちょっと困るんですけどね。

◎委員長

今の件で。

○事務局

直接的なお答えになるかどうかわからないんですけども、一番最初の回答させていただいた中で、修正版の印刷と修正用シールの作成を指示しておりますというふうな回答をさせていただいております。したがって、100%ではないんですけども、大人用、子供用それぞれちょっと部数を忘れましたんですけども、何千部かを作成いたしまして、ここ数年の来館者の分は使用できるというだけの数量は確保しております。

○委員

具体的な措置としてはそういうふうになったことはわかりましたけれども、そしたら、この前にご返事いただいた、この件については組合にも一半の責任があると考えておりますということを取り消していただけますね。

○事務局

いえ、その考えは変わりございません。

私どもといたしましては、何度も校正をしていると。あるいは、先ほど申しましたように、組合内部でも、この印刷内容についての決裁手続というのも行っておりますので、全く責任がゼロだという解釈はいたしておりません。

○委員

技術的な専門のところを何回見たってわからないのと違いますか。だから、こういうふうには間違いが残っているわけで、非常にはっきり言いますと、能力のない人が何ぼ見たってわからないんです。英語を全然知らん人が英語をいくら見たってわからないのと同じ意味です。

○委員長

ほかのご意見ございましたら、どうぞ。

○委員

委員が言われるとおりにかと思えます。

この図そのものの提供はメーカーの提供なんですか。この図を作成したのは事務局なんですか。

○事務局

メーカーでございます。

○委員

ということはメーカーの責任ですよ。事務局には、提供された図面を印刷物に印刷をした責任だけで、図面の間違いはメーカーの責任ですよ。当然、メーカーが責任を持つ。こんな明快な話です。

◎委員長

ほかに何か委員でご意見ありましたら、言っていただければと思いますが。

○委員

これは22年1月14日のご返事の1番に書いてあるような、「組合にも誤りを指摘できるものであったため、組合にも責任はあると考えております。」という考えを取り消していただかなければ、これから今まで工事中に承認図ですと判を押してきた、その設計図に基づいてつくった設備でトラブルが出たら、それも組合にも一半の責任はありますということ

になるんですよ。大変な話ですよ、これ。意地を張ってる話じゃないんですよ。こういうふうな責任をどちらが持つかということはアナログな話じゃないんですよ。10%責任がある、20%責任があるんやなしに、デジタルでゼロか1かの話なんですよ。その辺、はっきりしてください。そうしないと、これからどんどん設計だとか施工だとか材質がもとでトラブルが出る可能性があります。それについて、図面を我々は見てきて判を押してるから一半の責任はありますと。大阪市の環境事業協会がちゃんと責任はありませんとおっしゃってるのに、どこまで意地を張るのかなというふうな気がしますが、いかがでしょうか。

◎委員長

私は法律家でないんで、そのあたりの法律的な取り扱いが私もちよっとよくわからないので、どなたか専門でよくわかっておられる方がおられたら、逆に教えていただければと思います。

○委員

これは、パンフレットをつくる時には、性格的にはメーカーがサービスみたいな形で出てくるんですね。だから、今度の場合、組合が予算を出したかどうか知りませんが、大体責任としてはメーカー側に8分あります。だから、2分は何かというと、やっぱり事務局がこれを見て、「ああ、ここが間違っているぞ」というようなことを言うのが本来の筋やったと思います。ところが、当時は私も指摘されてわかったんですけども、この中にピンクの蒸気が入ってると。その蒸気溜めがこの上の方に行ってるというふうに私理解しておったんで、これはこれでいいんやなど。水分も全然ないことはないわけですから、そういう意味で書かれたんではないかと。指摘された後で私も感じたんですけども、これ何部あるか知りませんが、できるもんやったら、青いところにピンクの色を塗ってしまうとか、全体に蒸気溜めになってますけども。何万部あるか知りませんが。それはメーカー側にも責任があるんやから、メーカー側もおまえとこもせんかいというような形でしたら、素人目には一応ここに蒸気が入ってるんだというのは、皆さん、そう思いませんか。これ、ぱっと見たときにね。だから責任は責任としてやっぱり組合さんも、私どものこれは失念でしたと頭をさげられたらどうですか。

○委員

委員に申しわけないけど、今、パンフレットの話してるのと違うんですよ。その承認図に判を押した責任がどうのこうのという話をしてるんで、パンフレットみたいな小さな話をしてるんじゃないかと、今までこの設備全部の図面について、だれが責任を持つんやと。それは100%メーカーが責任を持つのか、判を押した部分だけはちょっとぐらいは責任持ちますということをおっしゃるのか、その辺を聞いてるわけです。

○事務局

今、委員のほうは、単にそのパンフレットの問題を言っているのではないという御意見でございませけれども、我々は、この回答をさせてもらってるのは、パンフレットの問題について回答させていただいておまして、先ほどから、組合側にも幾ばくかの責任があるというふうなことで、例えば何千部かの印刷のし直し、あるいはシールの作成というのは、メーカーの責任でやったということで、これでこの件については一定の解決というふうな解釈をしております。

○委員

これでやめますけども、こういうふうなフローシートというのは完全に技術的な資料なんです、この部分にも私のほうは十分見る能力があつて、それを見落としたんやというふうな言い方は、メーカーさんと組合の事務局との、こういうものに対する技術的な能力のレベルというのは圧倒的に向こうのほうが高いわけですから、それを私どもにも少し能力があつたというふうな中途半端な考え方をさせていただくと、これがややこしくなりますので、技術的なものはメーカーの責任ということで、今後はっきりと割り切っていただきたいと。もうこの件について言うのはやめますけど、そういうふうに思っております。

◎委員長

法律論の話もちよつとありますので、一応組合のほうでも決裁をしたということで、ある程度一定の責任は少し出てくるということのようですので、このパンフレットに関しましては、そういう形で決着をしておりますので、今後そういうことが出てきましても、多分同じ基本的な考え方でやっていただくということで、それ全般のことにつきまして、またちよつと話が大きくなり過ぎますので、きょうはもう時間が少しですので、この件に関して、全体の話に持っていくのは時間的に難しいかなと思っておりますので、また機会を改めてやらせていただきます。また、いろいろ多分問題あると思ひます。ご意見いろいろあるかと思ひますので。

○委員

議論がかみ合っていないんですよ。

委員は、パンフレットから出て、いわゆる承認図書に関してどうするかというところまでの質問をなさってるんですが、事務局はパンフレットに限定した答えしか出してないということで、言うならば、委員の求められた答えを事務局が出してないわけですね。だから、議論がかみ合わないんです。

◎委員長

いろいろご意見があると思ひますが、事務局のほうも多分言いたいことがまだあると思ひますので、一応、この件は終わりにさせていただきます、次回から、ご意見いただいたも

のについて、私のほうで時間があれば少し整理させていただいて、ここへ挙げたほうがいいものがあれば挙げさせていただきますし、あるいは委員の方のほうから、ぜひこれは取り上げてほしいということで、皆さんのほうで、それでよいということであれば、この場で少し議論をさせていただきたいと思いますので、それまでのいろんな報告が結構ここでございますので、必要なことは当然議論していかないといけないんですが、時間を有効に使うような形で、少し後ろにすき間をあける形で、皆さんからいただいたものについて議論が必要であれば、そういう形で時間をとれるように、今後もさせていただきたいと思いますので、議事進行のほうにつきましては、皆さんご御協力のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局

委員の意見の中で、各炉立ち上げ時の運転日報1の追加添付のご要望がございます。これについて、お諮りをさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

◎委員長

これは、以前から多分いろいろあった件ですね。

いかがでしょうか。そういう資料を添付するというので、よろしいですか。それとも、あるいはそれほど要らないという、もちろんその反対の意見もあるかと思ひます。ご意見のほうをちょっといただきたい。この場で一応決めてしまいたいと思ひますので、いかがでしょうか。

○委員

資料としてつけていただくということをお願ひただけですので、それは議事に差しさわるといふことではないと思ひます。

やはり立ち上げ時の指標というのは、随分オーバーしている可能性がありますので、それを1日平均値で見せていただいても何もわからない。これは4時間平均値で幾らというふうなちゃんとしたことでガイドラインが出てますので、そのことから言つて、1時間、1時間の数値を各立ち上げ時ごとにきちっとつけてほしいという希望でございますので、それによつて時間がどうこうというようなことではないと思ひますので、よろしくお願ひします。

○委員長

それに関して。

○委員

それも前に決まつてませんでしたか。

確か、立ち上げ時は1時間ごとのデータを出しますということで、前には出してもらつていますよ。たしか、そのはずですよ。

○委員

1回、1回、出してもらってるんですよ。だから初めからつけといてもらったら。

○委員

だから、平均値データではなくして、1時間ごとの立ち上げ時のデータを大分前に出して
もらってたはずなんで、そういう形で環境保全委員会で。

◎委員長

毎回、そういうので議論して出してたような気がします。きちっと決めてということでは
多分なかったと思いますので、今後それを恒常的に立ち上げ時は、高濃度のガスが出る可能
性がありますので、そういうことで、資料として1時間値のものも出していただくというこ
とで、多分それほど手間ではないですね。

○事務局

こちらのほうで委員会としてのご決定がございましたら、本日も直ちにお配りすることは
可能でございます。

◎委員長

そうしましたら、一応配っておいていただきましょうか。それをまた見ていただいて、次
回以降は資料の中に入れておいていただくということによろしいでしょうか。

そうしましたら、そういう形にさせていただきます。

何か、ございますか。

○委員

委員の質問の3ですけども、この議事録の32ページにもあるんですけども、その排ガス
処理フローの中間点でのダイオキシンの測定値、これが出てますので、残念ながらこれ2号
炉だけしか出てませんので、1号炉との対比でどうかというこの説明をちょっとお願い
します。

○事務局

この意見書の中で、こういうのをお出しくださいということでJFEのほうで測定を平成
22年3月8日の日に行っておりましたので、そのデータをおつけさせていただきました。
本当でしたら、このときに2号炉だけでなく1号炉のほうも測定できていれば一番ぴった
りなデータになったところなんですけども、残念ながら、その2号炉しか測定をそのとき
には行っておらなかったものですから、ある分をおつけさせていただいたという次第です。

◎委員長

データとしてそれしかなかったということですので、ちょっといたし方がないかなと思
います。今後何かありましたら、そういうデータをきちっとっておいていただくというこ
とでお願いします。

○委員

私は、この活性炭吸着塔というのが、うちの非常に厳しい基準値でもちょっと過剰過ぎるんじゃないかと。といいますのは、カートリッジの取りかえだけで1セット3,500万円。今みたいに半年に1回かえとったら、7,000万もかかるわけですよ。3,500万円で2回ですか。いずれにしても、今後やっぱりこの環境保全委員会で例えばダイオキシンについて、あくまでもゼロ目標で行くのか、その辺のある程度コンセンサスも入れないといけない問題もあるかと思うんですけども、ちょっとそういう意味で、この活性炭吸着塔なんかをどう考えられるのか。

私どもが焼却方式検討委員会、平成15年に京都市の東北部クリーンセンターに行きましたときは、うちと全くこの排ガスの処理フローが同じで活性炭吸着は使ってなかったんですよ。バイパスしとったんですね。だから、ちょっとその辺が今後の瑕疵担保責任とか、そういう面について、経済的なことは度外視やというような話もありましたけども、私のところはそんなぜいたくな財政でもありませんし、やっぱりそういうことも含めて、例えば、この活性炭吸着塔の要否がどうなのかとか、そういうこともやっていきたいと思うんですね。だから、そういう意味でこういうデータ、1号炉のほうも採っていただいて考えていかなければならないのではないかと。

○委員

いいですか。

◎委員長

短目をお願いします。

○委員

今の委員の意見は、ちょっと私たちは納得できないです。

環境保全委員会が決められる問題ではないということと、この条件を呑んで周辺地域はオーケーをしたんです。ですから、委員が何ぼ財政のことを言われても、これはこの条件で地域もある程度納得してることなんで、この辺はちょっと環境保全委員会で決められることでない大きな問題を、それは勝手に討議してもらったら困るということです。

○委員

わかりました。

◎委員長

この問題、かなりデリケートな問題だということは私も十分承知しておりますので、全体の中で意見、ここの中で言ったものを別のとこへ挙げていただいて、そこで例えば議会とか、そういうところで討議していただくということに関しては多分問題はないと思いますが、こ

ここでは技術的な問題、あるいは、そういうことで、これを例えば除いた場合にどれぐらいの効果が出てくるかとか、それについては少しデータを出していただくことも、場合によってはほかの施設との比較で出てくるかもわかりませんが、最終的にどういうふうな形で選択するかということについては、ここで決定するというわけには当然いかないと思いますので、別のところで多分ご議論いただいてということで、費用も当然それに伴ってかかりますが、それにつきましても、ここの委員会で議論するのはちょっとなじまないということもございますので、それは別のほうの議会のほうにゆだねたいと思いますので、ご意見をある程度言っていたりすること自体は多分問題ないと思いますので、それを挙げて別の議会とか組合のほうとかで少しご検討いただくということで、その意見を言っていたりという形のものをここの委員会としては使うという形でもいいかなと思いますので。

ちょっと時間の関係がございますので、フリーでなかなかそういう議論をする時間がございませんが、一応きょうの議事のほうはこれで閉じさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、議事のほうを閉じさせていただきますので、事務局のほうへお返しします。

○事務局

どうもありがとうございました。

それでは、22回の環境保全委員会をこれで終了させていただきたいと思います。

20時30分 閉会